



2021/04/14 17:53 現在の情報です。

東京都港区港南二丁目16番1号
UQコミュニケーションズ株式会社

会社法人等番号	0104-01-075423		
商号	UQコミュニケーションズ株式会社		
本店	東京都港区港南二丁目16番1号		
公告をする方法	官報に掲載して行う。	平成27年10月 1日変更 平成27年10月 7日登記	
	日刊工業新聞に掲載して行う。	令和 2年 7月13日変更 令和 2年 7月13日登記	
	官報に掲載して行う。	令和 2年10月 1日変更	
		令和 2年10月12日登記	
	会社成立の年月日	平成19年8月29日	
	目的	<ul style="list-style-type: none"> (1) 電気通信事業法に定める電気通信事業 (2) 電気通信に関する機器、オフィス内で利用する機器の研究、開発、製造、運用、保守、販売、リース及び賃貸 (3) 事務用機器、事務用消耗品、図書、雑誌、自動車、家庭用電気製品、食品等の輸出入、販売、リース、レンタル及び割賦販売 (4) 古物の収集、加工、再生、保守、販売及び賃貸 (5) 電気通信に関する市場調査及びシステムの開発 (6) 電気通信設備及びこれに附帯する設備の研究、開発、設計、運用、メンテナンス、販売、リース、賃貸及びこれらの請負 (7) 電気通信工事、土木工事、建築工事の設計、施工、監理及びこれらの請負 (8) 情報処理サービス業及び情報提供サービス業 (9) 前各号に関連するコンサルティング及びシステム・エンジニアリング (10) 前各号に関連するソフトウェア、アプリケーションの開発、販売、賃貸、リース、運用、保守、及び請負 (11) 事務連絡代行、受注等取次・代行業務、通訳、会議サービス及び文書翻訳事業 (12) 人材採用活動に関するコンサルティング業務 (13) 一般企業の人事・労務・経理・経営管理、福利厚生に関する業務の代行並びにコンサルティング業務 (14) 国内外の電気通信事業等に関する情報収集、調査 (15) 不動産の利用及び駐車場業 (16) 金融業及び銀行代理業 (17) 各種料金の請求出納代行業 (18) 損害保険代理店業及び生命保険の募集に関する業務 (19) 倉庫業及び通関業 (20) 出版業 (21) 飲食店、医薬品・日用雑貨品販売店、宿泊施設、スポーツ施設、会議室、宴会会場等の経営 (22) 工業所有権、技術ノウハウ、ソフトウェア、著作権等の無体財産権の権利化企画、取得、管理、仲介及び販売 (23) 放送法に基づく放送事業 (24) 放送番組の企画、制作及び販売 (25) 会社案内・入社案内・採用広報・ダイレクトメール等印刷物の企画・制作並びに発送代行業務 (26) 一般印刷物に伴う企画及びデザイン処理業務 (27) 労働者派遣事業 (28) 有料職業紹介事業 (29) パソコン、英会話等のスクール運営業務 (30) 一般企業の人材の適正配置、能力開発、育成・指導に関する各種診断、講習、セミナー等の企画及び実施業務 (31) 企業に対する投資及び経営指導に関する業務 (32) 発電事業及びその管理・運営並びに電気の供給、販売等に関する業務 (33) 前各号に附帯又は関連する一切の事業その他前各号の目的を達成するために必要な事業を営むことができる <p style="text-align: right;">平成27年10月 1日変更 平成27年10月 7日登記</p>	
発行可能株式総数	175万950株	平成26年 9月25日変更	

(5) 当社は、各事業年度において、A種優先株主またはA種優先株式質権者に対して、累積未払A種優先配当金の額およびA種優先配当金の額の合計額を超える剰余金の配当は行わない。

2. 残余財産の分配

- (1) 当社は、残余財産の分配をするときは、A種優先株主またはA種優先株式質権者に対して、普通株主または普通株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき50,000円（以下「A種優先配当金の額」という。）を支払う。
- (2) A種優先株式発行後、第1項第(3)号(a)ないし(c)に規定する事由が生じた場合には、A種優先配当金の額は、それぞれ、同号に規定するA種優先配当金の額の調整方法に準じる方法により調整される。
- (3) 当社は、A種優先株主またはA種優先株式質権者に対して第(1)号に基づく支払いを行った後なお残余財産が残存する場合（かかる残存する残余財産を、以下「残存残余財産」という。）において、残存残余財産の額が、普通配当金の額（下記において定められる。）に残余財産分配時の発行済普通株式総数（ただし自己株式となっている普通株式数を除く。）を乗じた額を超える場合は、その超える部分の額（以下「超過残存残余財産額」という。）については、A種優先株主またはA種優先株式質権者に対して、A種優先株式1株につき、下記算式により計算される額（以下「A種超過残存残余財産分配額」という。）の金銭を、普通株主または普通株式質権者と同順位にて支払う。なお、普通配当金の額は、50,000円とするが、「A種優先株式」を「普通株式」に読み替えた第1項第(3)号(a)ないし(c)に規定する事由が生じた場合には、普通配当金の額は、それぞれ、「A種優先株式」を「普通株式」に読み替えた同号に規定する調整方法に準じる方法により調整される。

$$\text{A種超過残存残余財産分配額} = \frac{\text{超過残存残余財産額}}{\text{残余財産分配時の発行済普通株式総数（ただし自己株式となっている普通株式数を除く。）} + \text{残余財産分配時の発行済A種優先株式総数（ただし自己株式となっているA種優先株式数を除く。）}} \times \text{取得比率}$$

3. 議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を行使することができない。

4. 普通株式を対価とする取得請求権

- (1) A種優先株主は、当社がKDDI株式会社から、KDDI株式会社からその保有するA種優先株式の全部または一部について普通株式を対価とする取得請求権を行使することができる規制環境が整った旨の書面による通知を受けた日の31日後から60日間において、当社に対して、当該A種優先株主の有するA種優先株式を取得することを請求することができる。A種優先株主によりかかる請求がなされた場合、当社は、当該A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式を取得すると引換えに、当該A種優先株主に対して、第(3)号に定める算定方法により算出される数の普通株式を交付する。なお、本号に基づくA種優先株式の取得請求権の行使に係る受付場所および受付時間ならびに効力発生時期等は、第(4)号に定めるとおりとする。
- (2) A種優先株主は、当社の普通株式の日本国内の金融商品取引所への上場が当該金融商品取引所により承認された日から60日間において、当社に対して、当該A種優先株主の有するA種優先株式を取得することを請求することができる。A種優先株主によりかかる請求がなされた場合、当社は、当該A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式を取得すると引換えに、当該A種優先株主に対して、第(3)号に定める算定方法により算出される数の普通株式を交付する。なお、本号に基づくA種優先株式の取得請求権の行使に係る受付場所および受付時間ならびに効力発生時期等は、第(4)号に定めるとおりとする。
- (3) A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数
 - (a) A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数
A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、A種発行価額を下記(b)および(c)に定める転換価額で除した数に1.25を乗じた数（以下「取得比率」という。）に、当該A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式数を乗じた数とする。ただし、A種発行価額は当初50,000円とし、株式の分割もしくは株式の併合、株式もしくは新株予約権の無償割当て、募集株式もしくは募集新株予約権の発行、合併、株式交換、株式移転もしくは会社分割、その他これらに類する事由の発生によりA種発行価額の調整を必要とする場合には、その後のA種発行価額は、下記(c)に記載の方法に準じて合理的に調整されるものとする。
なお、A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたって、1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に規定する金銭は交付しないものとする。
 - (b) 当初転換価額
50,000円
 - (c) 転換価額の調整
A種優先株式発行後、以下に規定する事由が生じた場合には、それぞれ以下のとおり転換価額を調整する。なお下記①ないし⑤で使用する

「調整前転換価額」は、調整後転換価額を適用する直前において有効な転換価額とする。

- ① 普通株式につき株式の分割をする場合、転換価額は、以下の算式により計算される転換価額に調整される。
調整後 調整前 株式分割効力発生直前の発行済普通株式総数
転換価額 = 転換価額 × $\frac{\text{株式分割効力発生直後の発行済普通株式総数}}{\text{株式分割効力発生直前の発行済普通株式総数}}$
調整後転換価額は、当該株式分割の効力発生日以後これを適用する。
 - ② 普通株式につき株式の併合をする場合、転換価額は、以下の算式により計算される転換価額に調整される。
調整後 調整前 株式併合効力発生直前の発行済普通株式総数
転換価額 = 転換価額 × $\frac{\text{株式併合効力発生直後の発行済普通株式総数}}{\text{株式併合効力発生直前の発行済普通株式総数}}$
調整後転換価額は、当該株式併合の効力発生日以後これを適用する。
 - ③ 調整前転換価額を下回る価額をもって普通株式の募集発行を行う場合、かかる募集発行手続における1株当たりの払込金額をもって調整後転換価額とする。
なお、調整後転換価額は、その払込期日以後これを適用する。
 - ④ 普通株式を交付されるもしくは交付を請求できる株式で、普通株式1株の交付を受けるために拠出する価額（本④において、以下「普通株式1株当たり拠出額」という。）が調整前転換価額を下回る価額となる株式の募集発行を行う場合には、その払込期日に、かかる募集発行手続により発行される株式全てが取得されもしくは取得請求がなされたものとみなし、当該払込期日時点において算出される普通株式1株当たり拠出額をもって、調整後転換価額とする。
なお、調整後転換価額は、その払込期日以後これを適用する。
 - ⑤ 普通株式を交付されるもしくは交付を請求できる新株予約権で、普通株式1株の交付を受けるために拠出する価額（本⑤において、以下「普通株式1株当たり拠出額」という。）が調整前転換価額を下回る価額となる新株予約権の募集発行を行う場合には、その割当日に、かかる募集発行手続により発行される新株予約権全てが行使されたものとみなし、当該割当日時点において算出される普通株式1株当たり拠出額をもって、調整後転換価額とする。
なお、調整後転換価額は、その割当日以後これを適用する。
 - ⑥ 上記①ないし⑤に規定する事由のほか、株式の分割もしくは併合、株式もしくは新株予約権の無償割当て、募集株式もしくは募集新株予約権の発行、合併、株式交換、株式移転もしくは会社分割、その他これらに類する事由の発生により転換価額の調整を必要とする場合には、その後の転換価額は、合理的に調整される。ただし、上記②の場合を除き、調整後転換価額が調整前転換価額を上回るときは、転換価額は調整されない。
- (4) 第(1)号および第(2)号に基づくA種優先株式の普通株式を対価とする取得請求権の行使に係る受付場所および受付時間ならびに効力発生時期等は、下記のとおりとする。
- (a) 受付場所
東京都港区港南二丁目16番1号品川イーストワンタワー
UQコミュニケーションズ株式会社
 - (b) 受付時間
午前9時から午後5時まで
 - (c) 効力発生時期等
- ① 第(1)号に基づくA種優先株式の普通株式を対価とする取得請求権の行使は、第(1)号に定める取得請求期間における上記(b)に記載する受付時間において、所定の取得請求書が上記(a)に記載する受付場所に到着した場合、第(1)号に定める取得請求期間の末日の翌日の到来の直前に効力を生ずる。
 - ② 第(2)号に基づくA種優先株式の普通株式を対価とする取得請求権の行使は、第(2)号に定める取得請求期間における上記(b)に記載する受付時間において、所定の取得請求書が上記(a)に記載する受付場所に到着した場合、第(2)号に定める取得請求期間の末日の翌日の到来の直前に効力を生ずる。
5. 金銭を対価とする取得請求権
- A種優先株主は、平成28年1月1日現在当会社の普通株式について日本国内の金融商品取引所に上場の申請がされていない場合において、平成28年2月1日から同年2月12日までの間に、当会社に対して、当該A種優先株主の有するA種優先株式を取得することを請求することができる。A種優先株主によりかかる請求がなされた場合、当会社は、当該A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式を取得すると引換えに、当該A種優先株主に対して、第(1)号に定める算定方法により算出される額の金銭を交付する。なお、本項に基づくA種優先株式の取得請求権の行使に係る受付場所および受付時間ならびに効力発生時期等は、第(2)号に定めるとおりとする。
- (1) A種優先株式の取得と引換えに交付すべき金銭の額
- (a) A種優先株式の取得と引換えに交付すべき金銭の額は、50,000円とかかる請求が効力を生ずる日におけるA種優先株式1株あたりの累積未払A種優先配当金の額の合計額（以下「本取得価額」という。）に、当該A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式数を乗じた額とする。
 - (b) 第1項第(3)号(a)ないし(c)に規定する事由が生じた場合に

は、本取得価額は、それぞれ、同号に規定するA種優先配当金の額の調整方法に準じる方法により調整される。

- (2) 本項に基づくA種優先株式の金銭を対価とする取得請求権の行使に係る受付場所および受付時間ならびに効力発生時期等は、下記のとおりとする。
- (a) 取得請求受付場所
東京都港区港南二丁目16番1号品川イーストワンタワー
UQコミュニケーションズ株式会社
 - (b) 取得請求受付時間
午前9時から午後5時まで
 - (c) 取得請求の効力発生時期等
本項に基づくA種優先株式の金銭を対価とする取得請求権の行使は、平成28年2月1日から同年2月12日までの間における上記(b)に記載する受付時間において、所定の取得請求書が上記(a)に記載する受付場所に到着した場合、当社が当該取得請求に係るA種優先株式を取得するのと引換えに交付する金銭の額が同年2月13日の到来の直前における分配可能額を超えていないときに限り、同年2月13日の到来の直前に効力を生ずるものとし、かかる条件をみだす取得請求が複数存在する場合には、その全てが同時に効力を生ずるものとする。

二、B種優先株式

1 剰余金の配当

(1) B種優先配当金

当社は、剰余金の配当を行うときは、B種優先株式を有する株主（以下、「B種優先株主」という。）またはB種優先株式の登録株式質権者（以下、「B種優先株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下、「普通株式質権者」という。）に先立ち、かつ、第6項に定める支払順位に従い、B種優先株式1株につき、下記第(2)号に定める額の金銭（以下、「B種優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該配当金支払の基準日の属する事業年度中に設けられた他の基準日によりB種優先株主またはB種優先株式質権者に対して剰余金の配当（第(3)号に定める累積未払B種優先配当金の配当を除く。）を支払ったときは、かかる配当の累積額をB種優先配当金から控除した額の金銭を支払うものとする。

(2) B種優先配当金の額

B種優先配当金の額は、B種優先株式の1株あたりの払込金額（100,000,000円）に、下記の配当年率（以下、「B種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。ただし、2013年5月31日から2014年3月31日までの期間が属する事業年度中に設けられた基準日により支払われるとするB種優先配当金については、2013年5月31日から2014年3月31日までの日数（初日および最終日を含む。）で1年を365日として日割計算した額とする。B種優先配当金は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

B種優先配当年率（固定）＝ベースレート＋1.1%
上記の算式において、ベースレートとは、以下の算式に基づき計算される利率をいう。

$$\text{ベースレート} = (Y - X) \div 12 \times 4 + X$$

本号において「X」とは、2013年5月29日の日本時間午前10時または午前10時に可及的に近い時点のロイター・スクリーンの9154ページ（またはその承継ページ）に年率で表示される期間5年に相当する”YEN IRS ACT/365 VS 6L（オファーレート）”と”T/L SRD ACT/360 VS 6M（オファーレート）”の合計値とする。

本号において「Y」とは、2013年5月29日の日本時間午前10時または午前10時に可及的に近い時点のロイター・スクリーンの9154ページ（またはその承継ページ）に年率で表示される期間6年に相当する”YEN IRS ACT/365 VS 6L（オファーレート）”と”T/L SRD ACT/360 VS 6M（オファーレート）”の合計値とする。

B種優先配当年率は、%未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てる。

(3) 累積条項

ある事業年度においてB種優先株主またはB種優先株式質権者に対して支払うB種優先株式1株あたりの剰余金の配当の額がB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額（以下、「累積未払B種優先配当金」という。）については、B種優先株主またはB種優先株式質権者に対して、普通株主および普通株式質権者に対する剰余金の配当およびB種優先配当金の額の支払いに先立ち、かつ、第6項に定める支払順位に従い、これを支払う。

(4) 非参加条項

B種優先株主またはB種優先株式質権者に対しては、B種優先配当金および累積未払B種優先配当金の額の合計額を超えて剰余金の配当は行わない。

2 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主またはB種優先株式質権者に対し、普通株主または普通株式質権者に先立ち、かつ、第6項に定める支

払順位に従い、B種優先株式1株につき、100,000,000円に経過B種優先配当金相当額（下記に定義される。）および累積未払B種優先配当金相当額を加算した額の金銭を支払う。

本項において「経過B種優先配当金相当額」とは、残余財産の分配が行われる日（以下、「残余財産分配日」という。）の属する事業年度について適用あるB種優先配当金の額（第1項第（2）号に従って算出する。）を当該事業年度の初日から残余財産分配日までの日数（初日および残余財産分配日を含む。）で1年を365日として日割計算した額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。）をいう。

B種優先株主またはB種優先株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

3 取得条項

(1) 当社は、2018年9月1日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って取締役会が別に定める取得日（各暦月の最終の銀行営業日（日本国の法令等により銀行が休日とされる日以外の日をいう。以下同じ。）の前銀行営業日をいう。但し、当該暦月の最終の銀行営業日の前銀行営業日の2週間前までに会社法第168条第2項および第169条第3項に定める通知（なお、公告をもってこれに代えることはできない。）をB種優先株主およびB種優先株式質権者に対して行うことを要し、当該期限より後に通知を行った場合、当該暦月の翌暦月の最終の銀行営業日の前銀行営業日とする。）に、B種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、当社はこれと引換えに、B種優先株式1株につき、100,000,000円にB種優先配当金調整額（第（3）号に定義される。以下同じ。）を加算した額の金銭を支払う。

(2) 第（1）号にかかわらず、当社は、当社の普通株式の日本国内の金融商品取引所への上場申請を当社の取締役会が決定した場合または当該上場の仮申請を当社が当該金融商品取引所に対して行った場合には、会社法第168条第1項の規定に従って取締役会が別に定める取得日（銀行営業日であり、且つ、2週間前までに会社法第168条第2項および第169条第3項に定める通知（なお、公告をもってこれに代えることはできない。）をB種優先株主およびB種優先株式質権者に対して行うことを要する。）に、B種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、当社はこれと引換えに、B種優先株式1株につき、100,000,000円にB種優先配当金調整額を加算した額の金銭を支払う。

(3) 本項において「B種優先配当金調整額」とは、次に定める金額をいう。

(a) 取得日（第（1）号および第（2）号において定義される意義を有する。以下本項において同じ。）が2018年9月の最終の銀行営業日の前銀行営業日（以下、「予定償還基準日」という。）（同日を含む。）以前の場合は、以下の（i）から（ii）を控除した金額

(i) (A) 2013年5月31日から予定償還基準日の翌銀行営業日までの期間（以下、「計算期間」という。）においてB種優先株式に対する剰余金の配当が一切行われなかったと仮定した場合に、第1項第（3）号に従い計算されるB種優先株式1株当たりの累積未払B種優先配当金の額、ならびに、(B) 予定償還基準日の属する事業年度について適用あるB種優先配当金の額（第1項第（2）号に従って算出する）を当該事業年度の初日から予定償還基準日の翌銀行営業日までの日数（初日および予定償還基準日の翌銀行営業日を含む。）で1年を365日として日割計算した額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。）の合計額

(ii) 当該B種優先株式について取得日までに実際に行われた1株当たりのB種優先配当金の額

(b) 取得日が予定償還基準日の翌日以降の場合は、取得日までの経過B種優先配当金相当額（下記に定義される。）および累積未払B種優先配当金相当額の合計額

本項において「経過B種優先配当金相当額」とは、取得日の属する事業年度について適用あるB種優先配当金の額（第1項第（2）号に従って算出する。）を当該事業年度の初日から取得日までの日数（初日および取得日を含む。）で1年を365日として日割計算した額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。）をいう。

(4) 当社がB種優先株式の一部を取得するときは、取得するB種優先株式は按分比例の方式により決定するものとし（ただし、各B種優先株主毎に按分比例の方式による計算の結果生ずることとなる1株未満の端数については、切り捨てた数とする。）、按分比例の方式により決定できない残余分については抽選その他の方法により決定する。

(5) 本項に基づく当社によるB種優先株式の取得は、当該取得日の属する事業年度中に設けられた基準日にA種優先株主またはA種優先株式質権者に対して支払われるべきA種優先配当金および累積未払A種優先配当金が全て支払われていることを条件とする。

4 取得請求権

(1) B種優先株主は、いつでも（i）当社に対して取得請求権を行使する日（以下「取得請求権行使日」という。）を指定して取得請求権行使日の7銀行営業日以上前に書面による通知（以下、本項において「事前通

知」という。)を行うこと、および、(ii) 本号に基づく取得請求権の対象となるB種優先株式を取得請求権行使日に保有していることを条件として、会社法第166条各項の規定に従って、当会社に対し、取得請求権行使日において、B種優先株式の全部または一部の取得を請求することができ、この場合、当会社は、取得請求権行使日に当該請求に係るB種優先株式を取得するものとし、当該B種優先株式と引換えに、B種優先株式1株につき、100,000,000円にB種優先配当金調整額(下記に定義される。)を加算した額の金銭を支払う。

本号において、「B種優先配当金調整額」とは、第3項第(3)号における「取得日」を本号における「取得請求権行使日」と読み替えた上で、第3項第(3)号に基づき算出される金額をいう。

- (2) 本項に基づく当会社によるB種優先株式の取得は、取得請求権行使日の属する事業年度中に設けられた基準日にA種優先株主またはA種優先株式質権者に対して支払われるべきA種優先配当金および累積未払A種優先配当金が全て支払われていることを条件とする。
- (3) 本項に基づく当会社によるB種優先株式の取得は、取得請求権行使日において、第(1)号に基づき請求するB種優先株主が有するB種優先株式の数から、当該取得請求権行使日に第3項に基づき当該B種優先株式が当会社に取得されるB種優先株式の数を控除した数を限度として行われる。

5 議決権

B種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

6 優先順位

B種優先株主およびB種優先株式質権者に対する剰余金の配当および残余財産の分配の支払順位は、A種優先株主またはA種優先株式質権者に対する剰余金の配当および残余財産の分配に劣後するものとする。

三、C種種類株式

1. 剰余金の配当

- (1) 当会社は、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通株式質権者」という。)に対して剰余金の配当を行おうとするときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたC種種類株式を有する株主(以下「C種種類株主」という。)またはC種種類株式の登録株式質権者(以下「C種株式質権者」という。)に対して、普通株主および普通株式質権者と同順位にて、C種種類株式1株につき、普通株式1株あたりの配当金に0.01を乗じて得られる額の配当金(以下「C種配当金」という。)を支払うものとする。
- (2) C種種類株式発行後、以下に規定する事由が生じた場合には、それぞれ以下のとおりC種配当金の額を調整する。

- (a) C種種類株式につき株式の分割をする場合、C種配当金の額は、以下の算式により計算される配当金の額に調整される。

$$\text{調整後C種配当金の額} = \text{調整前C種配当金の額} \times \frac{\text{株式分割効力発生直前の発行済C種種類株式総数}}{\text{株式分割効力発生直後の発行済C種種類株式総数}}$$

調整後C種配当金の額は、当該株式分割の効力発生日以後これを適用する。

- (b) C種種類株式につき株式の併合をする場合、C種配当金の額は、以下の算式により計算される配当金の額に調整される。

$$\text{調整後C種配当金の額} = \text{調整前C種配当金の額} \times \frac{\text{株式併合効力発生直前の発行済C種種類株式総数}}{\text{株式併合効力発生直後の発行済C種種類株式総数}}$$

調整後C種配当金の額は、当該株式併合の効力発生日以後これを適用する。

- (c) 上記(a)および(b)に規定する事由のほか、株式の分割もしくは併合(C種種類株式以外の種類の株式に関するものに限る)、株式もしくは新株予約権の無償割当て、募集株式もしくは募集新株予約権の発行、合併、株式交換、株式移転もしくは会社分割、その他これらに類する事由の発生によりC種配当金の額の調整を必要とする場合には、その後のC種配当金の額は、合理的に調整される。
- (d) 上記(a)および(b)で使用する「調整前C種配当金の額」は、調整後C種配当金の額を適用する直前において有効なC種配当金の額とする。

2. 残余財産の分配

- (1) 当会社は、残余財産の分配をするときは、C種種類株主またはC種株式質権者に対して、普通株主または普通株式質権者と同順位にて、C種種類株式1株につき普通株式1株あたりの残余財産分配額に0.01を乗じて得られる額の金銭(以下「C種残余財産分配金」という。)を支払う。
- (2) C種種類株式発行後、第1項第(2)号(a)ないし(c)に規定する事由が生じた場合には、C種残余財産分配金の額は、それぞれ、同号に規定するC種配当金の額の調整方法に準じる方法により調整される。

四、D種種類株式

1. 剰余金の配当

	<p>(1) 当社は、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通株式質権者」という。）に対して剰余金の配当を行おうとするときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたD種種類株式を有する株主（以下「D種種類株主」という。）またはD種種類株式の登録株式質権者（以下「D種株式質権者」という。）に対して、普通株主および普通株式質権者と同順位にて、D種種類株式1株につき、普通株式1株あたりの配当金に0.99を乗じて得られる額の配当金（以下「D種配当金」という。）を支払うものとする。</p> <p>(2) D種種類株式発行後、以下に規定する事由が生じた場合には、それぞれ以下のとおりD種配当金の額を調整する。</p> <p>(a) D種種類株式につき株式の分割をする場合、D種配当金の額は、以下の算式により計算される配当金の額に調整される。</p> $\text{調整後D種配当金の額} = \text{調整前D種配当金の額} \times \frac{\text{株式分割効力発生直前の発行済D種種類株式総数}}{\text{株式分割効力発生直後の発行済D種種類株式総数}}$ <p>調整後D種配当金の額は、当該株式分割の効力発生日以後これを適用する。</p> <p>(b) D種種類株式につき株式の併合をする場合、D種配当金の額は、以下の算式により計算される配当金の額に調整される。</p> $\text{調整後D種配当金の額} = \text{調整前D種配当金の額} \times \frac{\text{株式併合効力発生直前の発行済D種種類株式総数}}{\text{株式併合効力発生直後の発行済D種種類株式総数}}$ <p>調整後D種配当金の額は、当該株式併合の効力発生日以後これを適用する。</p> <p>(c) 上記(a)および(b)に規定する事由のほか、株式の分割もしくは併合（D種種類株式以外の種類の株式に関するものに限る）、株式もしくは新株予約権の無償割当て、募集株式もしくは募集新株予約権の発行、合併、株式交換、株式移転もしくは会社分割、その他これらに類する事由の発生によりD種配当金の額の調整を必要とする場合には、その後のD種配当金の額は、合理的に調整される。</p> <p>(d) 上記(a)および(b)で使用する「調整前D種配当金の額」は、調整後D種配当金の額を適用する直前において有効なD種配当金の額とする。</p> <p>2. 残余財産の分配</p> <p>(1) 当社は、残余財産の分配をするときは、D種種類株主またはD種株式質権者に対して、普通株主または普通株式質権者と同順位にて、D種種類株式1株につき普通株式1株あたりの残余財産分配額に0.99を乗じて得られる額の金銭（以下「D種残余財産分配金」という。）を支払う。</p> <p>(2) D種種類株式発行後、第1項第(2)号(a)ないし(c)に規定する事由が生じた場合には、D種残余財産分配金の額は、それぞれ、同号に規定するD種配当金の額の調整方法に準じる方法により調整される。</p> <p>3. 議決権 D種種類株主は、株主総会において議決権を行使することができない。</p> <p>五、種類株主総会 当社が会社法第322条第1項各号に定める行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、普通株主、A種優先株主、B種優先株主、C種種類株主またはD種種類株主を構成員とする各種類株主総会の決議を要しない。 平成26年9月25日変更 平成26年10月2日登記</p>				
株式の譲渡制限に関する規定	<p>当社の全種類の株式につき、その譲渡による取得については、取締役会の承認を要する。ただし、B種優先株式については、(i)譲受人がKDDI株式会社である場合または(ii)KDDI株式会社について以下(a)から(e)までに掲げる事由のいずれかが生じた場合において、譲受人が金融商品取引法第2条第3項第1号に定める適格機関投資家（但し、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第10条第1項第1号、または第4号から第15号までに規定する者に限る。）または合同会社きぼうであるときは、取締役会が会社法第136条または第137条第1項の承認をしたものとみなす。</p> <p>(a) 営業を休止もしくは廃止または解散した場合</p> <p>(b) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始、またはその他類似の法的倒産手続開始の申立てを行いもしくは申立てがなされた場合</p> <p>(c) 第三者と行う金融取引に係る債務について、期限の利益を喪失した場合</p> <p>(d) 財産に関して仮差押命令もしくは通知、保全差押、または差押の命令もしくは通知が発せられ（類似の手続を含む。）、または仮差押、保全差押もしくは差押の執行を命ずる裁判が行われた場合</p> <p>(e) 手形、小切手の不渡報告があった場合 平成25年5月27日変更 平成25年6月4日登記</p>				
役員に関する事項	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="438 2027 1069 2083">取締役 田中孝司</td> <td data-bbox="1069 2027 1436 2083">平成29年6月13日重任</td> </tr> <tr> <td data-bbox="438 2083 1069 2121"></td> <td data-bbox="1069 2083 1436 2121">平成29年6月16日登記</td> </tr> </table>	取締役 田中孝司	平成29年6月13日重任		平成29年6月16日登記
取締役 田中孝司	平成29年6月13日重任				
	平成29年6月16日登記				

		平成30年 6月12日退任
		平成30年 6月26日登記
取締役	野坂章雄	平成29年 6月13日重任
		平成29年 6月16日登記
取締役	野坂章雄	平成30年 6月12日重任
		平成30年 6月26日登記
		令和 1年 6月13日退任
		令和 1年 6月17日登記
取締役	野澤孝夫	平成29年 6月13日重任
		平成29年 6月16日登記
		平成30年 6月12日退任
		平成30年 6月26日登記
取締役	青木昭一	平成29年 6月13日重任
		平成29年 6月16日登記
取締役	青木昭一	平成30年 6月12日重任
		平成30年 6月26日登記
取締役	青木昭一	令和 1年 6月13日重任
		令和 1年 6月17日登記
取締役	青木昭一	令和 2年 6月 8日重任
		令和 2年 6月11日登記
取締役	伊藤敦子	平成29年 6月13日重任
		平成29年 6月16日登記
取締役	伊藤敦子	平成30年 6月12日重任
		平成30年 6月26日登記
		令和 1年 6月13日退任
		令和 1年 6月17日登記
取締役	菅隆志	平成30年 6月12日就任
		平成30年 6月26日登記
取締役	菅隆志	令和 1年 6月13日重任
		令和 1年 6月17日登記
		令和 2年 3月31日辞任
		令和 2年 4月13日登記
取締役	横山克也	平成30年 6月12日就任
		平成30年 6月26日登記
取締役	横山克也	令和 1年 6月13日重任
		令和 1年 6月17日登記
		令和 2年 3月31日辞任
		令和 2年 4月13日登記

取締役	塩原敬	令和 1年 6月 13日就任
		令和 1年 6月 17日登記
取締役	塩原敬	令和 2年 6月 8日重任
		令和 2年 6月 11日登記
取締役	赤木篤志	令和 1年 6月 13日就任
		令和 1年 6月 17日登記
		令和 2年 6月 8日退任
		令和 2年 6月 11日登記
取締役	竹澤浩	令和 2年 4月 1日就任
		令和 2年 4月 13日登記
取締役	竹澤浩	令和 2年 6月 8日重任
		令和 2年 6月 11日登記
取締役	東海林崇	令和 2年 4月 1日就任
		令和 2年 4月 13日登記
取締役	東海林崇	令和 2年 6月 8日重任
		令和 2年 6月 11日登記
取締役	要海敏和	令和 2年 6月 8日就任
		令和 2年 6月 11日登記
東京都港区南青山二丁目19番2号 代表取締役	野坂章雄	平成29年 6月 13日重任
		平成29年 6月 16日登記
東京都港区南青山二丁目19番2号 代表取締役	野坂章雄	平成30年 6月 12日重任
		平成30年 6月 26日登記
		令和 1年 6月 13日退任
		令和 1年 6月 17日登記
東京都品川区大井四丁目16番11号 代表取締役	菅隆志	平成30年 6月 12日就任
		平成30年 6月 26日登記
東京都品川区大井四丁目16番11号 代表取締役	菅隆志	令和 1年 6月 13日重任
		令和 1年 6月 17日登記
		令和 2年 3月 31日辞任
		令和 2年 4月 13日登記
東京都国分寺市泉町二丁目13番19号 代表取締役	竹澤浩	令和 2年 4月 1日就任
		令和 2年 4月 13日登記
東京都国分寺市泉町二丁目13番19号 代表取締役	竹澤浩	令和 2年 6月 8日重任
		令和 2年 6月 11日登記
監査役 (社外監査役)	最勝寺奈苗	平成29年 6月 13日重任
		平成29年 6月 16日登記
		平成30年 6月 12日辞任
		平成30年 6月 26日登記
監査役	谷本雅宣	平成29年 4月 25日就任

	(社外監査役)	平成29年 4月26日登記
		平成31年 4月22日辞任
		平成31年 4月25日登記
	監査役 阿部正吉	平成29年 6月13日就任
		平成29年 6月16日登記
		令和 1年 6月13日辞任
		令和 1年 6月17日登記
	監査役 原伸二郎	平成30年 6月12日就任
	(社外監査役)	平成30年 6月26日登記
		平成31年 3月31日辞任
		平成31年 4月 5日登記
	監査役 斉藤剛	平成31年 4月 1日就任
	(社外監査役)	平成31年 4月 5日登記
		令和 3年 3月31日辞任
		令和 3年 4月 2日登記
	監査役 佐藤淳也	平成31年 4月23日就任
	(社外監査役)	平成31年 4月25日登記
	監査役 櫻井敏幸	令和 1年 6月13日就任
		令和 1年 6月17日登記
		令和 3年 3月31日辞任
		令和 3年 4月 2日登記
	監査役 松嶋伸一郎	令和 3年 4月 1日就任
		令和 3年 4月 2日登記
	監査役 村田彰則	令和 3年 4月 1日就任
	(社外監査役)	令和 3年 4月 2日登記
	会計監査人 PwC京都監査法人	平成29年 6月13日重任
		平成29年 6月16日登記
	会計監査人 PwC京都監査法人	平成30年 6月12日重任
		平成30年 6月26日登記
	会計監査人 PwC京都監査法人	令和 1年 6月13日重任
		令和 1年 6月17日登記
	会計監査人 PwC京都監査法人	令和 2年 6月 8日重任
		令和 2年 6月11日登記
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	<p>当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p>	
非業務執行取締役	当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について	

等の会社に対する責任の制限に関する規定	法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1,000万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1,000万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。
会社分割	令和2年10月1日東京都新宿区西新宿二丁目3番2号KDDI株式会社に分割 令和2年10月9日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社 平成21年6月22日設定 平成21年6月25日登記
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社 平成20年6月20日設定 平成20年7月2日登記
登記記録に関する事項	平成20年4月1日東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号から本店移転 平成20年4月10日登記

*下線のあるものは抹消事項であることを示す。